

省エネ型製品普及推進優良店の概要

1. 趣旨

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)におけるいわゆるトップランナー基準によって、製造事業者又は輸入事業者は、特定機器のエネルギー消費効率の向上を図っていくことが求められている。しかし、省エネルギー型製品は、使用されて始めて省エネルギーにつながることから、省エネルギー製品の普及促進を図ることが必要である。

このため、製造事業者等と消費者との接点である「販売事業者」による省エネ型製品の普及への取組みを評価する具体的な方策として、平成15年度に本制度を創設したものの。

2. 具体的な評価方法

(1) 評価対象

大規模家電販売店 : 店舗面積 500 m²超であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の 50%以上の店舗。

中小規模家電販売店 : 店舗面積 500 m²以下であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の 50%以上の店舗。

(2) 評価項目

- ・ 店舗の運営方針 : 省エネ型製品の販売目標、販売促進の取組み等について評価。
- ・ 店員の知識と意欲 : 省エネ教育や家電製品アドバイザー資格等について評価。
- ・ 購入のし易さ : 省エネラベル等の解説や表示を評価。
- ・ 販売実績 : 省エネ基準達成率に応じて省エネ型製品の販売実績を評価。
- ・ 省エネへの取組み : 店舗運営上の省エネの取組を評価。

(3) 募集方法

販売事業者による公募方式

(4) 評価・決定方法

財団法人省エネルギーセンターに設けられた「省エネ型製品普及推進優良店評価委員会」において、販売事業者から提出された自己評価書に基づき評価し、「省エネ型製品普及推進優良店」及び表彰店舗について決定した。

3. 省エネ型製品普及推進優良店評価委員会委員名簿

委員長	渡辺 達朗	専修大学商学部教授
委員	秋元 智子	特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
	長見 万里野	財団法人日本消費者協会参与
	熊野 豊	財団法人家電製品協会環境部長
	坂本 敏幸	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課長
	住田 孝之	経済産業省商務情報政策局情報通信機器課長
	徳田 博保	環境省地球環境局地球温暖化対策課長
	永田 康子	埼玉県消費生活コンサルタントの会監事
	西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	三村 光代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問
	村越 千春	株式会社住環境計画研究所取締役副所長

(事務局：財団法人省エネルギーセンター 省エネルギー機器推進部)